

令和8年1月開催松野町農業委員会定例総会会議録

1. 開催の日時及び場所

日 時 令和8年1月8日（木） 13時30分より
場 所 松野町役場2階 議場兼大会議室

2. 会議構成員（農業委員）現在総数 13名

出席：13名 欠席：0名

3. 農業委員出席者氏名 ※役職、議席番号は議事にて決定。

役職名	議席番号	担当地区	氏 名	出欠
会長	1	上家地	村田 和宏	出席
副会長	2	—	矢野 千津	出席
	3	豊岡後	森口 泰	出席
	4	目 黒	河野 和平	出席
	5	松 丸	山口 賢三	出席
	6	—	松比良八重子	出席
	7	—	山崎 匡	出席
	8	豊岡前	毛利 彰男	出席
	9	延野々	綱崎 幸紀	出席
	10	吉 野	太田 善英	出席
	11	奥野川	西村 正人	出席
	12	富 岡	加賀田幸二	出席
	13	蕨 生	岡本 仁志	出席

その他出席者

農地利用最適化推進委員出席者

区域	氏 名	出欠
松丸地区、延野々地区、 豊岡後地区、豊岡前地区	小西荘二郎	出席
	竹岡 靖	出席
富岡地区、上家地地区、目黒地区	井上 優二	欠席
	橋田 忠弘	出席
吉野地区、蕨生地区、奥野川地区	滝本 音次	出席
	金谷 恒夫	出席

農業委員会事務局

農業委員会事務局長 中井 和彦
農業委員会事務局次長 藤藪 享史
農業委員会事務局主査 音地 絢太

4. 議長選出他

議長 村田 和宏
会議録署名委員 岡本 仁志
森口 泰

会議書記 音地 絢太

5. 閉会の日時

令和8年1月8日（木） 14時15分

6. 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について

7. 会議の概要

中井事務局長

定刻前ではございますが、本日出席いただく方みなさんお揃いになりましたので、ただいまから1月の定例農業委員会のほうを開催させていただきます。

まず最初に村田会長よりごあいさつをいただきます。

村田会長

明けましておめでとうございます。

(会場)

おめでとうございます。

村田会長

昨年いろんな面でご協力をありがとうございました。

今年もいろんな面で協力いただいて、これからの農業の発展と農業委員会の発展ということで、お願いをいたします。

また昨年はいろんな面で米の値段も、かなり上がったたり、梅とか桃、柚子も単価的にもかなり良かったんじゃないか思います。収穫量もさらにあったみたいで、農家の人にとってはいろんな面で良かった年でした。今年はどうなるか分かりませんが、政権が変わってから米のほうはどうも、減反のほうにとかいう話もちよっと、あるみたいでどうか分かりませんが、いろいろ制度も変わって振り回されるかもしれませんが、農業委員会は変わらずいろんな面でいろんな人に指導とかいうのをしていただいて、少しでも農地を荒らさずに、いい農業を作ってもらうようにご協力いただいたらと思います。

議事のほうに入りたいと思いますが、3番目の議事録署名委員の指名なんですけど、13番の蕨生の岡本委員さん、3番の豊後の森口委員さんに議事録のほうの署名をお願いをいたします。

4番の報告事項に入ります。報告事項で事務局のほうありましたら。

音地主査

その他でまとめてお願いいたします。

村田会長

その他でお願いをいたします。早速5番の議事の入りたいと思います。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題として、森口委員さんのほうから説明をお願いします。

森口委員

説明させていただきます。資料4ページをお開きくださ

い。農地法第3条の規定による許可申請について説明をいたします。

受付番号9番、申請地豊岡〇〇〇番、地目は田、面積392㎡となっています。所有権移転の申請です。図は5ページを参照ください。

申請者です。譲受人、北宇和郡松野町大字豊岡〇〇〇番地〇〇〇さん〇歳、譲渡人、北宇和郡松野町大字豊岡〇〇〇番地〇〇〇さん〇歳です。譲受人の営農状況の詳細ですが、作付け予定地は水稻とのことです。

所有大農機具はトラクター、管理機、田植機です。農作業に従事する者は、本人が60日、父親が160日とのことです。

周辺地域との関係については、現状どおり使用することとし、支障なしとします。周辺農家と協力して用水路等の管理に努めますとのことです。

農地法第3条第2項第1号から6号まですべて該当しないことをご報告いたします。

続いて、資料6ページをお開きください。農地法第3条の許可申請について説明します。受付番号10番、申請地豊岡、地番面積は資料のとおり、所有権移転の申請です。図は7ページと8ページをご参照ください。申請者ですが、譲受人、宇和島市三間町是能〇〇〇番地〇〇〇さん〇歳、譲渡人は、北宇和郡松野町大字豊岡〇〇〇番地〇〇〇さん〇歳です。

譲受人の営農状況の詳細ですが、作付け予定作物は水稻、野菜の予定です。所有大農機具はトラクター、田植機、コンバインとなります。農作業に従事する者は、本人が100日、妻100日、父親150日となります。

周辺地域との関係についてはこれまで同様に田畑として利用するため、周辺農地への農業上の利用に影響を及ぼすことはないと考えます。

農薬使用方法については、地域の防除基準に従いますとのこと。

農地の利用状況の詳細ですが、農地面積5,927㎡の内、田んぼが5,389㎡、畑が538㎡です。

農地法第3条第2項第1号から6号までの各要件にすべて該当しないことを確認しましたので ご報告いたします。

以上よろしくお願いいたします。

村田会長

続きまして9ページの11番の案件になりますが、蕨生の岡本委員さん説明をお願いをします。

岡本委員

資料の9ページをお開きください。農地法第3条の規定による許可申請についてご説明をいたします。

受付番号11番、申請地蕨生〇〇〇番、地目田、面積803㎡、所有権移転の申請です。図は10ページをご参照ください。

申請者が、譲受人、北宇和郡松野町大字蕨生〇〇〇番地〇〇〇さん、〇歳、譲渡人、北宇和郡松野町大字蕨生〇〇〇番地〇〇〇さん〇歳です。

譲受人の営農状況等の詳細ですが、作付予定作物は水稻となっていますが、野菜とのこと。

所有大農機具はトラクターです。農作業に従事する者は本人150日、周辺地域との関係については、農薬の使用にあたっては隣接の地域と同類のものを使用し、周辺の方に迷惑を

かけないよう協力し取り組みますとのことです。農地の利用状況は農地面積が40,990㎡、そのうち田が15,006㎡、畑が25,984㎡です。

農地法第3条第2項第1号から第6号までの各要件にはすべて該当しないことを確認しましたのでご報告いたします。

以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

村田会長

説明が終わりましたけど、9番の案件なんですけど、どなたか質問等ございましたら。

何かありませんか。無いようでしたら申請のとおり許可でよろしいでしょうか。

(会場)

※会場より「はい」の声あり。

村田会長

続きまして、10番の件なんですけど、どなたか質問等ございませんか。ずっと田んぼになつとるんですが、地図から見るとあの辺に田んぼがあったかな思うんやけど。

音地主査

登記の地目としたらこちらに記載しているとおりになりまして、ただ現況を先日森口委員さんと確認したんですけれども、やはり今ご指摘のありましたとおり、畑になっているというようなところが大半でありました。豊岡の〇〇〇番、〇〇〇番が主に田としての活用かなという状況でございました。

以上です。

村田会長

ないですか、ないようでしたら申請のとおり許可でよろしいでしょうか。

(会場)

※会場より「はい」の声あり。

村田会長

ありがとうございます。続きまして11番の案件なんですが、質問等ございませんか。

それではないようですので、申請のとおり許可でよろしいですか。

(会場)

※会場より「はい」の声あり。

村田会長

ありがとうございます。続きまして、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを事務局のほうで説明をお願いいたします。

音地主査

資料12ページ目をご覧ください。農地法第5条第1項の規定による許可申請についてでございます。

番号4番、申請地は上家地であり、地番、地目、面積につきましては資料13ページから17ページ目にかけて記載のとおりとなっております。資料17ページをご覧くださいでですね、一番下の小計からをご覧くださいと思うんですけども、今回の転用農地が全部で45筆ございまして、面積が73、510㎡となっております。その他に一体利用地として79筆、合計で80,257.2㎡でございます。それらを合計しまして今回事業用地としましては、一番下段にございます、153,7

67.2㎡となっております。

資料12ページ目をご覧いただいたらと思うんですけども、現在の利用状況につきましては、畑でありまして転用後の用途としましては、養豚団地用地となっております。図につきましては、資料18ページ目をご覧いただけたらと思います。

続きまして、申請者になります。今回は権利設定につきましては所有権移転になっており、譲受人が西予市三瓶町朝立〇〇〇番地、有限会社〇〇〇 代表取締役〇〇〇さん、譲渡人が松山市三番町〇〇〇番地、公益財団法人〇〇〇他5名の申請となっております。転用の事由といたしましては、許可申請地及び周辺地域を造成整備して養豚団地を新設したいとのことであり、譲渡人は要請を受容し、譲渡したいということです。

転用申請農地等の詳細についてでございますが、当該農地は農業振興地域の農用地区域内にある農地に該当しますが、転用不許可の例外事項である、農用地利用計画において指定された用途である農業用施設用地に供するための転用に該当します。

また、譲受人が完全な造成工事の実施、排水設備の設置、外部との区画するフェンス等の設置によりまして、被害が生じないように事業を推進するということで伺っております。

またこちらの案件につきましては、先日村田会長と現地確認をしております、現地については問題ないことを確認しております。説明は以上になります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

村田会長

説明が終わりましたが、月曜日の日に事務局と一緒に現地に行ったんですが、太陽ファームは全然まだ機械も入れたりとか何もな
いまま、今までキャベツを作りよったんですが、そこを休んだ状態
でこの話になってから、休んだ状態でところどころ農道というか管理
道というか管理と町道があるんですがど真ん中に、その草刈りは
年に何回かやってる状態です。

この話がある程度書類関係まで終わって、言うまでは機械を入れ
たりして農地をいらうことはないそうです。そのことに対して質問
等ございませんか。

そしたらまた後から、こういう案件は松野町でも少ないから、進
捗状況というか、それからまだどれぐらいの事務的な事があるか
いうことの、もし出来るようやったら簡単に説明をしてもろたらと思
います。

音地主査

今ほどの内容は今後の予定について簡単に説明をさせていただ
きたいと思います。

今回農地転用の申請がございまして、今回案件として提出をさせ
ていただいているところでございます。こちらの案件、議決内容を踏
まえて、1月の28日に県の常設審議委員会というものがござい
ます。そちらのほうで、3,000㎡越えの転用があった場合には、委員会に諮
る必要がありますので、そちらに上程して承認をいただくといった
流れになってございます。その間にも常設審議委員さん、おそらく
宇和島の会長さんが今管内の常設委員さんになってござい
ますので、そちらの方と実際に現地確認をする予定で調整をしてい

ろでございます。

最終的に県の常設のほうの意見決定が付された段階で県のほうに正式に進達をするといった流れになります。

県のほうからは今回の案件自体が5haを超えた転用案件ということでございますので、最終的には農政局への意見協議といった形でですね、その後事務的なところでは進んでいくといった流れになってございます。具体的な日程については、やはり事務の進捗もございまして、いつまでというのはご回答が難しいところではあるんですけども、2月末ぐらいまでには、許可が下りるのではなかろうかという見込みで、今考えているところでございます。

許可が下りてから養豚団地の整備に移るといった内容になるんですけども、実際に造成工事からすべてが完成するまで、大体2年から3年ぐらいはかかると事業者のほうからも伺ってございまして、とりあえずは2月末ぐらい、今年度中には書類の手続き関係が完了するといったような流れで進んでおりますので、ご報告をさしあげます。

以上になります。

矢野副会長

ここは養豚団地になったら農地ではなくなって、どうなる。

藤簀事務局次長

地目自体は宅地、ただ用途としては農業用施設という用途になりますので、あくまでも農業に関係するものということになります。

山崎委員

創業自体は3年後というかたちなんですけど、ある程度スタートしてから完成するのが3年後という解釈なんですか。

藤簀事務局次長

ご予約をお伺いすると、今回13棟の畜舎を建てられるということになってございます。なので1舎出来上がったら順次豚を入れて、創業させていくというかたちですので、全ての完了が3年ごというふうなご予約ということでは伺っております。

太田委員

行ったこともないようなとこなんやけど、用悪水路いうたら何をするんですか。

村田会長

まあ、言うたらいろんなとこにパイロット事業にしとるとおもはんやけど、中に農道があるんやけど、その横のほうに小さい水路がある。ああいう水路や中のほうにちょこちょこ水路があると思うんやけど、農地と農地の間に、ああいう水路。

太田委員

用悪水路いうたらあまり良くない思って。

中井事務局長

言葉は用悪水路と言いますが、悪いという意味ではないと、ご理解いただいたらと思います。

今回の申請地につきましては、県営の農地整備事業で整備したとこでありまして、会長さんからお知らせしていただきましたが、その時に整地をしまして、農地そして農道、農道の横にある側溝ですとか、そういった側溝を用悪水路というような表現で挙げさせていただいておるところです。

あくまでも田んぼというような感じで受け止めていただいたらと思っています。

村田会長

それと、原野と山林いうのががあるんやけど、あれは畑についとる

土羽のようなところを、原野になったり山林になったりどうもしとるみたいで、普通直すなら土羽も一緒に田んぼ言うて言うけど、畑はどうも違うみたいで、農地と原野ういか山林ういか、使い道のないようなところやけど、それが原野とか山林になつとるみたいで。

山口委員

大手の養豚業者やから、養豚飼うにはかなりいろいろあったと思うんですよ。地元の人とか近隣の人とか、そういった方たちとクリアはしとると思うんですが。

村田会長

一応いま中山町のほうに行ったり、それとか野村町に5年ほど前に新しいところ出来たんやけど、25頭程飼つとるんやけど、そこに見学に行ったりしとります。上家地部落で。

匂いがあるとか、ないとかそういうのを確認したり、あとは西土佐の関係とか、いろんな説明を開いて。

山口委員

豊岡の陳ヶ森でそういった話があった。一番問題になったのが匂いで、近隣の近くの人らが現地じゃなしに近隣の人らの反対があつて出来なんだという話を聞いとりますけど、そういうのは完全にクリアされとるんですか。

村田会長

完全にとは言われんけど、ここに載つとる名前の方は皆近所の人ら。

現地は新しく出来た野村町のは行ったらただおが屑の匂いがするだけ、フンの匂いや尿の匂いそれよりか、おが屑の匂い。

おが屑は西条のほうから1日おきかどんどんトラックで来るらしいんやけど、その匂いがするだけ。

森口委員

これに関連するんですけど、ご存じのとおり、出目峠にある県の何か、あそこも匂いが激しいんで、広見町役場と保健所に電話したんやけど、全然対応してもらえんのだよ。「分りました」言うて、何回もいうんやけど、議員さんにも話したんやけど、匂いの件は見えないでしょ。だから、広見町から風向きによって松野町にくるんですけど、この前ある人に会ったら「松野町に入ったら臭い」言われて、匂いの問題は数字に表れにくい、いうのがあるんで、その辺がどうなのか分からんけど、ゆくゆく難しい問題になるかも。

村田会長

一応前に見に行った施設、中山の奥の方に入ったところなんやけど、そこと野村の新しいところは、おが屑が50cmから1mくらい先に入れて、その上でただ飼いよる。まあ言うたらプールのところにおが屑入れて、全然出さずに、それを次から次に豚が大きくなるにつれて順番に変わって、おが屑は乾燥させて、1か月ほどかくはんしながら乾燥するのと、焼きながら乾燥するやつで、焼きながら乾燥するのは、もう一回おが屑を再利用するらしいんやけど。

そういう施設も全部新しくやったみたいで、匂いはその時にはあまり匂いはせんかった。新しいだけかもしれんけど。

藤藪事務局次長

確か窓もなかったんやないか思うんです。完全に施設内は一番問題というか言われるのが、臭気匂いと排水ですよ。今回の施設に限って言いますと、先ほども言いましたようにウインドレスなので窓がない。匂いが基本的に漏れないということと、排水の関係は先ほど会長さん言われてましたとおり、おが屑を敷いてますので、そこで全て糞尿に関しては、そこで吸収する、それを堆肥にするという流れだったんで、排水は一切出ることはないということ

ありますので、そのあたりの生活環境に関しては、支障がないようなかたちで、配慮された施設での運用ということで伺っております。

村田会長

すぐにはまだ出来んけど、少しずついろんなところから問題は出来るかもわからんけど。

ほかなんかないでしょうか、この機会に。

ないようでしたら、申請のとおり許可でよろしいでしょうか。

(会場)

※会場より「はい」の声あり。

村田会長

ありがとうございました。

続きまして、議案第3号農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定についてを議題として、事務局より説明をお願いします。

音地主査

資料20ページ目をご覧ください。番号24番、貸人、東京都西東京市南町〇〇〇番地〇〇〇さん、借人、富岡〇〇〇番地〇〇〇さん、利用権を設定する土地が富岡〇〇〇番、地目は田で、面積が510㎡となっております。5年の賃貸借による契約となっております。図は21ページ目をご覧ください。継続の案件となっております。

続いて、番号25番、貸人、富岡〇〇〇番地〇〇〇さん、借人、富岡〇〇〇番地〇〇〇さん、利用権を設定する土地が富岡〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番、地目はすべて田で、面積は4筆合計で5,439㎡となっております。5年の

賃貸借による契約となっております。図は22ページ目をご覧ください。継続の案件となっております。

説明は以上になります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

村田会長

どちらも継続の案件なんですけれども、何か質問ありませんでしょうか。

ないようですので、申請のとおり許可でよろしいでしょうか。

(会場)

※会場より「はい」の声あり。

村田会長

ありがとうございます。以上で議事のほうは終わりたいと思います。6番のその他に入りたいと思います。

その他で何かありましたら。

音地主査

※事務局より1件の報告事項あり。

村田会長

今回は2月9日月曜日よろしくお願ひします。

委員さんのほうから何かありましたら、ないでしょうか。

それでは終わりたいと思います。

矢野副会長

新しい年に集まっていたいただいてどうもありがとうございました。

これから1年間いろいろとお願いいたします。さまざまなことを皆さんで情報を交換し合いながら進めていきたいと思いますので、どうぞご協力お願いいたします。

今日はほんとにお疲れさまでした。